

四日市市広告付き庁舎案内板等設置事業 仕様書

四日市市広告付き庁舎案内板等設置事業募集要項 1 - (5)における各設置場所の詳細については、下記のとおりとする。

1 設置スペース及び位置

設置場所		設置スペース	配置図上の番号
本庁舎 1階	正面玄関出入口正面ホール 市民課待合側（自立型）	横幅 2,820mm×高さ 2,000mm×奥行 800mm 程度	①
	正面玄関出入口西側横ホール壁面	横幅 4,000mm×高さ 2,100mm×奥行 300mm 程度	②
	東出入口正面壁面	横幅 2,600mm×高さ 2,600mm×奥行 300 mm程度	③
本庁舎 1～3階	東西エレベーターホール壁面 (計6箇所)	横幅 5,000mm×高さ 2,280mm 程度	④～⑨
総合会館 1階	案内後側壁面	⑩横幅 2,300mm×高さ 1,400mm 程度 ⑪横幅 4,400mm×高さ 1,400mm 程度 ※⑩の間には一定間隔で柱が存在します。	⑩～⑪

2 仕様及び条件等

- (1) 庁舎設備及び通行の妨げとならない形状で、耐震性等、安全に配慮したものとすること。
- (2) 庁舎内の景観を損なわないデザインとすること。
- (3) ユニバーサルデザインに努めること。
- (4) 各階案内は、全ての階について表示すること。
- (5) 機構改革等により表示内容に変更が生じた場合は、市の指示に従い事業者の負担により速やかに対応すること。
- (6) 設置、撤去及び変更等は、原則として開庁日の時間外又は閉庁日に行うこと。
- (7) 設置、撤去及び維持管理等に要する経費は、事業者が負担すること。
- (8) 破損、故障、事故及び苦情等があった場合は、事業者の責任と負担において速やかに対応すること。特に、案内板の構造や管理の不備に起因する事故により第三者が損害を被った場合、本市は一切その責任を負わないこと。
- (9) 事業者の連絡先とともに、広告に関する一切の責任は事業者に帰属すること及び四日市市が推奨するものでない旨を明記すること。
- (10) 電気を使用する場合は、個別メーターを設置すること（使用量に応じた電気料金相当額を別途請求）。
- (11) その他この要項に記載のない仕様等については、市と協議のうえ決定するものとする。